

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の実施要領について（通達）

平成22年3月8日 警察庁丁保発第27号
警察庁生活安全局保安課長から警視庁生活安全部長、各道府県警察本部生活安全部長、各方面本部長
（参考送付先）
各管区警察局広域調整担当部長
あて

（概要）

みだしのことについては、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定に基づき、法第4条第1項第1号の規定による猟銃及び空気銃（以下「猟銃等」という。）の所持許可を受けようとする者又は法第7条の3第2項の規定による許可の更新を受けようとする者に対して、猟銃等の所持に関する法令及び猟銃等の使用、保管等の取扱いに関し必要な知識を修得させるため、猟銃等の取扱いに関する講習会（以下単に「講習会」という。）を開催しているところであるが、依然として、猟銃や実包の保管に関する違反が散見されるほか、猟銃による事件・事故が後を絶たないなど、猟銃等の取扱いに関する基本的な事項が徹底されていない状況にある。

そこで、講習会の内容を見直し、猟銃等の取扱いに関する基本的な事項の徹底を図るため、今後は、講習会を、下記の要領により実施することとしたので、各都道府県警察にあつては、誤りのないようになされたい。

なお、「現に許可を受けて猟銃等を所持している者に対して行う猟銃等講習会の実施について」（昭和56年4月14日付け警察庁丁安発第135号）及び「猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催期日等について」（平成17年6月17日付け警察庁丁生環発第128号）については廃止する。

記

1 受講対象者

(1) 初心者に対して行う講習会（以下「初心者講習会」という。）

現に法第4条第1項第1号の規定による猟銃等の所持許可を受けていない者であつて、新たに所持許可を受けようとしているもの。

(2) 経験者に対して行う講習会（以下「経験者講習会」という。）

次のアからウまでのすべてに該当する者

ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃等を所持している者であること。

イ 法第7条の3第2項の規定による許可の更新を受け、又は、買い替え等により新たな猟銃等の所持許可を受けようとする者であること。

ウ 既に交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者であること。

なお、上記イ又はウに該当しない者であっても、本人が受講を希望する場合には、受講させても差し支えない。

2 開催日時等

- (1) 講習会の開催については、地域の実情を把握した上で、土日、祝日等受講希望者の参加しやすい日時、場所等を選定するよう配慮すること。
- (2) 開催の日時、場所等については、受講者の利便を考慮して、なるべく早く公表するように配慮すること（開催日の3か月前までに公表することが望ましい。）。
- (3) 許可の更新を受けようとする者が、有効期間の満了する日の間近に開催される経験者講習会に集中することがないようにするため、時間的な余裕を持って受講の申込みをするようホームページ等を活用して広報するほか、関係団体を通じて、その趣旨の徹底に努めること。

3 講習会の内容

講習会の内容は、猟銃等による事件・事故を防止するため、猟銃等所持者として特に習得しておかなければならないものに重点を置くこととする。

4 講習会実施上の留意事項

- (1) 猟銃等所持者として守らなければならない事項について単に知識として覚えさせるだけでなく、これを遵守しなければならないことを本人の自覚に訴えるような講習を行うこと。
- (2) 講義に際しては、講義した内容に関して適宜受講者を指名して発表させるなど、受講者自身が受け身とならず、積極的に講習会に参加しているという雰囲気醸成し、講習の内容が記憶に残るものとなるよう工夫すること。
- (3) 受講者の理解を深めるとともに、受講者が後日機会あるごとに講習会を復習できるよう適当なテキストを配布して講習を行うこと。
- (4) 受講者に関心を持たせるため、実際に発生した事例を引用して受講者にその対応要領を発表させるなど、猟銃等所持者としていかにあるべきか、いかにすべきか、という観点に立つ講習を行うこと。

なお、基本の不徹底等による事故の悲惨さを認識させるには、視覚に訴える講習を行なうことが有効であることから、初心者・経験者等講習会のためのDVDの効果的な活用を努めること。

- (5) 猟銃等による事故防止のためには、銃の操作に馴れることが必要であることを認識させ、狩猟期間前等、適切な時期に射撃の練習を行うよう指導すること。

また、実技においても無可動化した猟銃等を使用して実際に操作させるなど、猟銃等所持者の取扱い要領等の適否を判断し、必要な指導を行うこと。

5 講習会の講師

- (1) 講習会の講師には、常勤、非常勤を問わないが、講習会の内容について相当の知識を有する警察職員を充てること。
- (2) 猟銃等の使用、保管等の取扱いに関する事項について、警察職員以外の講師を委嘱する場合には、「都道府県公安委員会が猟銃および空気銃の使用、保管等の取扱いに関する講習を行わせることができる者を指定する件」（昭和41年国家公安委員会告示第1号）及び「都道府県公安委員会が猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに関する講習を行わせることができる者を指定する件」（昭和55年国家公安委員会告示第7

号)により指定されている団体の中から適任者を選定することになるが、具体的な講習要領について事前に協議しておくこと。

6 経験者講習会における効果測定の実施

経験者講習会においては、これまで講習会に出席し、定められた時間、定められた内容の講習を滞りなく受講した者は、効果測定を行うことなく講習課程を修了した者と認定してきたところであるが、経験を有する者であっても、少なからず事件・事故を引き起こし、また、法に違反している状況にあることから、経験者講習会の教養効果を測定するための効果測定を行うこととしたので、採点を受講者本人に行わせながら問題の解説をして、講習内容の徹底を図ること。

なお、教養効果の測定に用いる問題については、基本的に初心者講習会で使用している問題から抽出したものをを用いること。

7 講習修了証明書の交付

講習修了証明書は、できる限り講習終了後会場において交付することができるよう配慮すること。